

# 大田区家族介護者支援ホームヘルプサービスご利用の案内

在宅で介護している家族をサポートするために、ヘルパー派遣を補助します。  
介護保険で認められないサービスでも一部利用できます。

**対象者** 次の要件すべてに該当する方

- ① 大田区に住民票があり、現に居住している方
- ② 要介護3～5の認定を受けている方
- ③ 家族(別居可)により居宅で介護を受けている方



在宅で介護を  
している家族を応援  
するびょん!

## サービス内容 (一例)

### ○ 利用できるサービス

排泄、食事や服薬介助、入浴や清拭、通院時の介助・付添い、見守り、  
話し相手、掃除、洗濯、調理配膳、片付け、買い物、散歩等の外出介助

### × 利用いただけないサービス

庭の手入れ、ペットの世話、家具の移動、家電の修理など、  
日常行われる家事の範囲を超える行為

(デイサービス利用時や、一時的な入院等で不在の時は、利用できません。)

※介護保険制度のホームヘルプとの違いは、次のサービスが使える点です。

- ・ 病院内での介助（待ち時間における付き添い等）
- ・ 散歩等の外出同行、介助を伴わない見守り、話し相手のみの支援
- ・ 同居家族が在宅している時間帯の生活援助サービス
- ・ 対象者の生活援助と同時に無理なく行える範囲の、対象者以外の洗濯や調理等

**【利用時間帯】** 午前8時から午後8時まで

**【利用時間数】** 1回につき1時間単位（12時間まで連続利用可能）  
年間24時間以内

**【利用料金】** 利用時間に応じて、以下の料金をお支払いください。

1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間
400円	650円	850円	1,000円	1,150円	1,300円	1,450円	1,600円

※午後6時以降に開始したサービスは上記金額に1時間100円、2時間200円加算となります。

※8時間を超える利用の場合は、8時間の料金とそれを超える利用時間との2つの組み合わせ  
になります。（例：10時間利用の場合。8時間1,600円＋2時間650円の合計2,250円）

※上記金額は区が9割負担し、利用者の方が負担する1割分の金額になっています。

生活保護等利用中の方は負担はありません。

## 【利用券について】

- ① 1時間単位の利用券を24枚発行しますので、住所・氏名・生年月日・利用者負担に誤りがないかご確認ください。
- ② 利用の際は、日付と枚数を確認の上、確認印欄（スタンプ不可）に押印してください。
- ③ 利用券を紛失された場合は、問合せ先までご相談ください。

（裏面もご覧ください）

## 【利用方法】

申請（下に記載の窓口）



区での審査・決定



通知と利用券が届く



事業者と契約



サービス利用

区の決定前に利用された場合は対象外になります。  
ご注意ください。

- ・「大田区家族介護者支援ホームヘルプサービス事業」実施に関する協定を区と結んでいる事業者との契約が必要となります。※新たな協定締結の手続きには2週間程度かかります。※協定を結んでいる事業者は、大田区ホームページで確認できます。
- ・事業者へ利用したい日時、内容を連絡し、キャンセルの方法や事故時の対応を含めて、サービス内容を確認の上、契約してください。

- ・利用の際は、事業者利用券と委任状（事業者が用意）を提出し、利用料金をお支払いください。生活保護等利用中の方は無料です。
- ・利用券と委任状（※）に印鑑（スタンプ不可）が必要です。すべて同じ印鑑を使用してください。

※委任状はこの事業に要する費用（9割または全額）を区から事業者へ直接支払うために必要となります。

## 【変更の申請】

- ① 決定後、生活保護等を利用することになった場合は、利用者負担額が変わります。下記「問合せ先・申請先」で、変更の申請をしてください。利用変更通知書と利用者負担「なし」の利用券を新たにお送りいたします。
- ② 区内で住所を変更した場合は、各地域福祉課に連絡をお願いします。

## 【辞退の届出】

利用者が次のいずれかに該当したときは、このサービスの利用ができなくなりますので、速やかに辞退届をご提出ください。

- ① 大田区外に転出したとき。
- ② 介護保険施設や介護付き有料老人ホーム等に入所し、居宅で介護を受けなくなったとき。
- ③ 家族による介護を受けなくなったとき。

協定事業者一覧など  
詳細はこちらへ



## 【その他】

- ① 利用券は、要介護2以下になった場合も、有効期限内に限り使用できます。
- ② 一度利用決定を受けた方は、毎年4月1日時点において資格要件を満たしていれば次年度以降も引き続き利用券を交付しますので、更新申請は必要ありません。ただし、利用券の使用が2年間ない場合は、利用資格を廃止します。

○問合せ先・申請先 各地域包括支援センター または 各地域福祉課  
大森地域福祉課 ☎5764-0658 調布地域福祉課 ☎3726-6031  
蒲田地域福祉課 ☎5713-1508 糎谷・羽田地域福祉課 ☎3741-6525